

会員各位

一般社団法人石川県自動車整備振興会

令和5年度 整備士講習年間計画及び受講生募集について

標記の講習を別紙（令和5年度整備士講習年間計画表）の通り開講予定としております。

下記の受付期間に令和5年度中の現在開講を予定している整備士講習を対象とした受付を行いますので、後期に開講予定の講習を受講希望する場合も、この受付期間内に申し込みをお願いいたします。また、この案内の送付は本社のみとさせていただきます。

下記受付期間中の申込者が少ない場合は開講しない場合がありますので予めご了承ください。

記

1. 受付期間 令和5年2月6日（月）～3月3日（金）
2. 受付場所 石川県金沢市直江東1丁目2番地
及び
実施機関 石川県自動車整備振興会 技術講習所
3. 各講習受講料（税込み）

課 程	受 講 料			訓練料 商工組合
	振興会会員	振興会準会員	振興会会員外	
三級基礎	24,200円	30,250円	36,300円	3,300円
三級自動車ガソリンエンジン	36,300円	45,375円	54,450円	
二級ガソリン自動車	58,080円	72,600円	87,120円	3,300円

注意 ※石川県自動車車体組合、電装品整備組合員を振興会の準会員として取り扱います。

- ・3級課程は、基礎講習修了後に本課程に進みます。（免除者除く）
- ・受講料はすべて、各講習の「開講日に現金にて徴収」致します。
なお、徴収した受講料はいかなる理由が生じても、払い戻しいたしません。
また、金額については変更が生じる場合があります。予め、ご了承ください。
- ・講習には 新人又は中級訓練料として3,300円（税込み）を徴収します。
- ・上記の受講料には受講に必要なテキスト代等は含みません。

4. 提出書類

- 1) 受講申込書
 - 2) 使用者証明書
 - 3) 整備士合格証の写し（1級、2級講習及び6項の実務経験短縮者のみ）
 - 4) 卒業証明又は卒業証書写し（6項の実務経験短縮者のみ）
 - 5) 雇用保険加入証の写し（雇用保険資格取得確認通知書（事業主通知用）コピー）
- 当会講習窓口及び振興会ホームページよりダウンロードできます。
3級課程については基礎用と本課程用の2部提出必要です。

5. 注意事項

当講習所の整備士講習は石川県に認定職業訓練として認定されており、受講者は雇用保険加入者を原則とします。

なお、石川県労働企画課に雇用保険加入状況を含む受講生名簿の提出が義務付けられておりますので、ご承知おきください。

労働（雇用・労災）保険の加入手続きは労働基準監督所またはハローワークです。

- 1) 受付は申し込み順とし、各コース共、定員になり次第締め切りとします。
- 2) 受講申請者が15名未満の科目は開講できない場合があります。ご了承ください。

6. 受講資格 (注意：記載は講習実施予定の無い科目を含みます)

- ・原則として申込み時点において、雇用保険加入済みの方。
- ・受講する科目に該当する実務経験が下記の必要実務経験年数を満足する者。

但し、満15歳以降の正式雇用されていた期間 (講習修了前日迄に満足すれば可)

科目	実務経験年数	受講資格 (科目名略称)
三級整備士 課程 (基礎除く)	1年以上	・中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外
	6ヶ月以上	・高等学校、高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した方
	0ヶ月	・自動車タイヤ又は車体の有資格者は、三級基礎、及び三級シャシ講習のみ受講可 ・自動車電気の有資格者は三級基礎及び三級ガソリン講習、三級ジーゼル講習のみ受講可
二級シャシ 整備士課程 (3級整備士 自動車車体 自動車タイヤ 合格後)	2年以上	・中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外
	1年6ヶ月以上	・高等学校の機械に関する学科を卒業した方 ・高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した方 ・一種養成施設(三級整備士課程)を修了した方
	1年以上	・高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した方
二級シャシ を除く他の	三級合格後 3年以上	・中学校以上の卒業生で下記の実務経験短縮者以外
	二級シャシ合格 後1年以上	
二級整備士 課程	三級合格後 2年以上	・高等学校の機械に関する学科を卒業した方 ・高等学校、大学の自動車に関する学科を卒業した方 ・一種養成施設(三級整備士課程)を修了した方
	三級合格後 1年6ヶ月以上	・高等専門学校、大学の機械に関する学科を卒業した方
	二級シャシ合格 後6ヶ月以上	
	二級ガソリン、二級ジーゼル整備士の両方合格(両方合格者コース)者 であって、前述の二級合格後3年以上の実務経験を有している方	
自動車車体 整備士課程	2年以上	・中学校以上の卒業生で実務経験短縮者以外
	2年以内	・実務経験短縮者は整備士検定規則に準じます

7. 受講に際しての国の助成金制度の活用について

問い合わせ・相談は石川労働局職業対策課となっております。受講予定があり申請を計画される場合は、受講の一定期間以上前から各種手続きが必要ですのでご注意ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

年間計画表は別にあります。